

資 料 提 供	
令和 5年7月19日	
担当課（担当者）	電話
県土総務課（仙石）	0857-26-7454

鳥取県建設工事等入札参加資格業者の資格停止

県が発注する建設工事等について、下記のとおり資格停止を行います。

記

業者名及び資格停止期間等

業者名	本社所在地	資格停止期間
青木あすなろ建設株式会社	東京都千代田区神田美土代町1	令和5年7月19日から1か月間

理由

青木あすなろ建設株式会社が、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号の「建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき」に該当するとして、令和5年3月17日付で関東地方整備局から、違反行為に対し営業停止処分(15日間)を受けたため。

その他

資格停止期間中は、本県が行う建設工事の下請負者となることもできません。